

平成 21 年 2 月 24 日

各 位

上 場 会 社 名 日 本 電 工 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 井 陽 一 郎
 コ ー ド 番 号 5 5 6 3 東 証 第 一 部
 問 合 せ 先 総 務 部 長 渡 邊 久 樹

TEL (03) 3546-9319

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 109 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。）が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の実質株主及び第 12 条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。	(削 る)
(自己の株式の取得) 第 8 条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)

<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年3月27日
定款変更の効力発生日	平成21年3月27日

以 上